

生駒市教育委員会規則第6号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月30日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「この場合において」の次に「、指導主事、課長補佐」を加える。

第6条第3号中「なること」の次に「（次条第6号に係るものを除く。）」を加える。

第7条ただし書中「第6号」を「第5号」に改め、同条第1号中「定例又は軽易な」を「重要な」に改め、同条第17号中「もののほか」の次に「、比較的重要な事務の処理」を加え、「第8条第20号」を「第8条第21号」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第5号から第16号までを4号ずつ繰り下げ、第4号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 重要な広報活動に関すること。

第7条中第3号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 要綱、事務取扱要領等の制定及び改廃のうち軽易なものに関すること。

第7条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 比較的重要な証明に関すること。

(3) 重要な申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。

第7条の3第3号を削り、同条第4号中「第7条第7号」を「第7条第11号

」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第13号中「次条第20号」を「次条第21号」に改め、同号を同条第12号とする。

第8条中第21号を第22号とし、第15号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同条第14号中「、用品調達基金への振替命令、」を「並びに」に改め、同号を同条第15号とし、同条第13号を同条第14号とし、同条第12号中「休暇届」の次に「及び欠勤届」を加え、同号を同条第13号とし、同条第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号中「前条第5号」を「前条第4号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第7条第7号」を「第7条第11号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第7条第3号」を「第7条第5号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 定例かつ軽易な許可、認可及び命令に関すること。

第11条の2第1号中「第7条第7号」を「第7条第11号」に改め、同条第4号中「用品調達基金への振替命令」を「歳入歳出外現金の払出命令」に改める。

第12条第1号中「又は」を「かつ」に改め、「、証明」を削り、同条第2号中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同条第3号中「第7条第3号」を「第7条第5号」に改め、同条第4号中「第7条第7号」を「第7条第11号」に改め、同条第5号中「第7条の3第5号」を「第7条の3第4号」に改め、同条第12号中「休暇届」の次に「及び欠勤届」を加え、同条第13号中「、用品調達基金への振替命令」を削り、同条第16号中「もののほか、」の次に「定例かつ軽易な事務の処理及び」を加える。

第13条第1号中「第7条第7号」を「第7条第11号」に改め、同条第4号

中「用品調達基金への振替命令」を「歳入歳出外現金の払出命令」に改める。

第14条中「第8条第5号及び第12号」を「第8条第6号及び第13号」に改める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。